

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社ノーリツ
【英訳名】	NORITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 國井 総一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎
【縦覧に供する場所】	株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿2丁目6番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期 連結累計期間	第63期 第2四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年6月30日	自平成24年1月1日 至平成24年6月30日	自平成23年1月1日 至平成23年12月31日
売上高(百万円)	88,855	89,316	184,353
経常利益(百万円)	4,529	4,124	8,704
四半期(当期)純利益(百万円)	2,358	2,674	4,798
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,259	3,272	3,603
純資産額(百万円)	84,949	88,148	85,621
総資産額(百万円)	145,984	149,081	150,837
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	49.31	55.93	100.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	58.2	59.1	56.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,803	8,550	9,777
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,452	4,726	9,028
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	987	841	1,432
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円)	28,397	27,373	24,371

回次	第62期 第2四半期 連結会計期間	第63期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	15.51	9.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第62期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における事業の内容にも異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興等を背景に緩やかな回復傾向が続いているものの、欧州債務危機による世界経済全体の下振れリスク、長引く円高や電力供給不足による国内景気の減速懸念など、依然として景気の先行きは不透明な状況のまま推移しております。

国内住宅設備業界におきましては、住宅ローン減税やフラット35Sといった住宅取得支援策などが下支えとなって新築住宅着工数は穏やかな回復基調にあります。また、電力供給不足への懸念などにより再生可能エネルギーへの関心も高まっております。

このような状況のもと、当社グループは昨年度スタートさせた中期経営計画「Vプラン16」に基づき、グループビジョンである「新しい幸せを、わかすこと。」を実現するため、環境性と安全性を基軸とした新商品開発、ソリューションビジネスを着実にを行うことで国内、海外での成長を目指しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は売上高が893億16百万円（前年同期比0.5%増）となりました。また、利益面につきましては、営業利益が36億96百万円（同9.6%減）、経常利益が41億24百万円（同8.9%減）、四半期純利益が26億74百万円（同13.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内事業

当第2四半期連結累計期間の国内事業セグメントは、売上高が841億40百万円（前年同期比0.2%増）、セグメント利益が35億51百万円（同14.3%減）となりました。

温水空調分野では、環境意識の高まりを受け、5月発売のガスふろ給湯器の新商品「GT-C52シリーズ」と6月発売の石油給湯機の新商品「OTQ/OQB-CG4703シリーズ」を中心に、高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」などの潜熱回収型給湯器が売上高を伸ばしました。

住設システム分野では、他分野の商品とのトータル提案や全国各地のショールームを活用したキャンペーンなどを展開いたしました。しかしながら、売上構成の変化などにより売上高は減少いたしました。

厨房分野では、最高級ビルトインコンロ「S-BLINK ADVANCE」をモデルチェンジし、4月に発売いたしました。競争激化により売上高は微減となりました。

新エネルギー分野では、自社生産の太陽光発電システムが大幅に増加しており、ガスエンジンコージェネレーションシステム「エコウィル」とともに売上高を伸ばしました。

海外事業

当第2四半期連結累計期間の海外事業セグメントは、売上高が87億59百万円（同1.1%増）、セグメント利益が1億45百万円（前年同期は55百万円のセグメント損失）となりました。中国では、引き続き政府の不動産価格抑制策の影響を受けておりますが、重点エリアや重点販売ルートへの取り組みを強化し、売上高は増加いたしました。米国では、景気回復の遅れや住宅着工の低迷などの影響を受けつつも、環境に優しいコンデンス給湯器の販売が伸び、売上高は増加いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は273億73百万円と前連結会計年度末に比べ30億2百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は85億50百万円（前年同期比2億53百万円減）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益40億64百万円、減価償却費26億53百万円及び売上債権の減少額62億14百万円等による資金の増加、仕入債務の減少額37億8百万円及び法人税等の支払額17億91百万円等による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって支出した資金は47億26百万円(同2億74百万円増)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入12億15百万円等による資金の増加、定期預金の預入による支出20億円及び有形固定資産の取得による支出32億11百万円等による資金の減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって支出した資金は8億41百万円(同1億45百万円減)となりました。これは主に配当金の支払額7億65百万円等による資金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また昭和37年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展にも貢献してまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模を拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いものと自負しております。

今後とも、企業理念として掲げる「お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノーリツ」を具現化すべく、広く国民の皆様の間に定着した「お湯を中心とした快適生活」を一層向上させ、それに必要な設備機器及びサービスをさらに改善・発展させるとともに安定的に供給できるよう、国際的な広がりを見せる環境問題にも積極的に取り組みつつ、企業グループとして健全かつ着実な発展を図っていく所存です。

これまで当社は企業価値を向上させるべく、さまざまな施策を実施してまいりましたが、今後のさらなる発展のため、太陽光発電や燃料電池等の新エネルギー事業の積極的展開、機器の故障前買替え促進による需要開発活動の推進、米国・中国を中心とした海外事業の収益体質の定着等、成長に向けた諸施策を進めてまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も、今後ますます増加するものと思われる。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様が適切な判断を行えるようにするための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は、今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆様には強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様には委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様には委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様には十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。

このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、対抗措置の発動を中止することがあります。この場合、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

本対応方針の有効期間は、平成25年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、当社取締役の任期は1年とされているところ、本対応方針については、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止又は変更させることが可能です。

なお、当社は企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1．企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2．事前開示・株主意思の原則、3．必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっているため、当社取締役会は本対応方針が高度な合理性を有していると判断しております。

イ) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

ロ) 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成22年3月30日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただいております。

また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

ハ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、若しくは学識経験者、社外の経営者、又は投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任しております。

二) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ) 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、株主総会を開催し対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止又は変更することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、26億43百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	156,369,000
計	156,369,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,797,651	50,797,651	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	50,797,651	50,797,651	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年4月1日 ~ 平成24年6月30日	-	50,797	-	20,167	-	22,956

(6)【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(株)ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	2,976	5.86
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番地1号	2,967	5.84
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,199	4.33
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オ ムニバス アカウント (常任代理人 (株)みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	2,172	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀 行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,125	4.18
ノーリツ取引先持株会	神戸市中央区江戸町93番地	1,929	3.79
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,865	3.67
ノーリツ従業員持株会	神戸市中央区江戸町93番地	1,501	2.95
太田 敏郎	神戸市東灘区	1,350	2.65
日本電気硝子(株)	滋賀県大津市晴嵐2丁目7番1号	1,119	2.20
計	-	20,207	39.78

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の所有株式数は、信託業務に係るものであります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,976,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,751,200	477,512	-
単元未満株式	普通株式 69,651	-	-
発行済株式総数	50,797,651	-	-
総株主の議決権	-	477,512	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	2,976,800	-	2,976,800	5.86
計	-	2,976,800	-	2,976,800	5.86

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,766	23,553
受取手形及び売掛金	2 49,118	2 43,234
有価証券	7,177	6,871
たな卸資産	1 12,153	1 12,087
その他	5,357	4,727
貸倒引当金	210	156
流動資産合計	92,363	90,318
固定資産		
有形固定資産	29,872	30,116
無形固定資産	1,786	2,058
投資その他の資産		
投資有価証券	19,883	19,974
その他	7,268	6,950
貸倒引当金	337	337
投資その他の資産合計	26,814	26,588
固定資産合計	58,473	58,763
資産合計	150,837	149,081
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 33,158	2 29,621
短期借入金	2,233	2,190
未払法人税等	1,661	1,135
賞与引当金	1,698	1,310
役員賞与引当金	17	-
製品保証引当金	608	650
製品事故処理費用引当金	88	64
その他	12,045	12,080
流動負債合計	51,511	47,051
固定負債		
退職給付引当金	8,797	9,044
役員退職慰労引当金	37	42
製品保証引当金	407	356
その他	4,462	4,439
固定負債合計	13,704	13,882
負債合計	65,215	60,933

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,167	20,167
資本剰余金	22,956	22,956
利益剰余金	49,068	50,998
自己株式	5,080	5,081
株主資本合計	87,112	89,041
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	470	8
繰延ヘッジ損益	29	-
為替換算調整勘定	996	906
その他の包括利益累計額合計	1,496	898
少数株主持分	5	5
純資産合計	85,621	88,148
負債純資産合計	150,837	149,081

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
売上高	88,855	89,316
売上原価	61,899	63,444
売上総利益	26,956	25,872
販売費及び一般管理費	22,867	22,175
営業利益	4,088	3,696
営業外収益		
受取利息	110	122
受取配当金	194	197
受取賃貸料	81	98
為替差益	-	24
その他	303	210
営業外収益合計	690	653
営業外費用		
支払利息	22	21
固定資産賃貸費用	72	57
損害賠償金	-	67
為替差損	29	-
その他	124	79
営業外費用合計	249	226
経常利益	4,529	4,124
特別利益		
投資有価証券売却益	-	21
特別利益合計	-	21
特別損失		
固定資産処分損	51	79
減損損失	129	-
災害による損失	210	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	240	-
その他	1	1
特別損失合計	634	81
税金等調整前四半期純利益	3,895	4,064
法人税、住民税及び事業税	1,603	1,272
法人税等調整額	60	117
法人税等合計	1,542	1,390
少数株主損益調整前四半期純利益	2,352	2,674
少数株主損失()	5	0
四半期純利益	2,358	2,674

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,352	2,674
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	92	478
繰延ヘッジ損益	25	29
為替換算調整勘定	24	89
その他の包括利益合計	93	597
四半期包括利益	2,259	3,272
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,265	3,272
少数株主に係る四半期包括利益	5	0

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,895	4,064
減価償却費	2,659	2,653
減損損失	129	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	240	-
売上債権の増減額(は増加)	4,290	6,214
たな卸資産の増減額(は増加)	1,167	135
仕入債務の増減額(は減少)	114	3,708
法人税等の支払額	1,786	1,791
その他	657	981
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,803	8,550
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	2,000
定期預金の払戻による収入	4	1,215
有価証券の取得による支出	2,117	2
有価証券の売却及び償還による収入	500	34
有形固定資産の取得による支出	3,285	3,211
その他	446	762
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,452	4,726
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	239	47
配当金の支払額	669	765
その他	77	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	987	841
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	20
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,368	3,002
現金及び現金同等物の期首残高	25,029	24,371
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	28,397	27,373

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、(株)H & Nは当社を存続会社とする吸収合併を行い解散したため、連結の範囲から除外しております。 また、第1四半期連結会計期間より、(株)エスコアは非連結子会社であった(株)エスコアハーツを存続会社とする吸収合併を行い解散したため、連結の範囲から除外し、(株)エスコアハーツを連結の範囲に含めております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
商品及び製品	7,526百万円	7,533百万円
仕掛品	462	520
原材料及び貯蔵品	4,163	4,034

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融期間の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	1,009百万円	1,369百万円
支払手形	145	325

3 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
(株)九州ノーリツ	120百万円	108百万円
ノーリツ共済会	247	-
計	367	108

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
従業員給与手当	6,935百万円	6,818百万円
賞与引当金繰入額	613	671
退職給付費用	894	857
製品保証引当金繰入額	640	267

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
現金及び預金勘定	19,589百万円	23,553百万円
有価証券勘定	9,690	6,871
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	190	2,178
株式及び償還期間が3ヶ月を超える 債券等	692	871
現金及び現金同等物	28,397	27,373

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	670	14	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月2日 取締役会	普通株式	669	14	平成23年6月30日	平成23年9月21日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	765	16	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月3日 取締役会	普通株式	669	14	平成24年6月30日	平成24年9月21日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	81,872	6,983	88,855	-	88,855
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,075	1,679	3,754	(3,754)	-
計	83,947	8,662	92,610	(3,754)	88,855
セグメント利益又はセグメント損失()	4,144	55	4,088	-	4,088

(注)セグメント利益又はセグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	82,258	7,058	89,316	-	89,316
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,882	1,701	3,584	(3,584)	-
計	84,140	8,759	92,900	(3,584)	89,316
セグメント利益	3,551	145	3,696	-	3,696

(注)セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益	49円31銭	55円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,358	2,674
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,358	2,674
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,833	47,821

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年8月3日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....669百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....14円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年9月21日

(注) 平成24年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂木 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノーリツの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。